

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
セ ン コ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 福 田 泰 久

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成20年6月26日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36
3. 目的事項
報告事項 1. 第91期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(S・S・L通信)及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成20年6月26日(木曜日)の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト(<http://www.evotote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

②株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、上半期は堅調な企業業績を背景に拡大基調を維持しましたが、下半期に入ると、米国に端を発する金融市場の混乱、原油価格をはじめとする原材料価格の上昇、株式市況・個人消費の低迷を受け、停滞感を強めました。

物流業界におきましても、原油価格の高騰による消費燃料のコストアップ、国内貨物輸送量の減少傾向により経営環境は厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループは「流通情報企業の確立」を目指した新たな中期経営三ヵ年計画を当期よりスタートさせました。具体的には「流通SCM(サプライチェーン・マネジメント)」の提供により、量販店・小売物流を中心とした業務開拓を推進してまいりました。また、設備投資の面では、滋賀県守山市に「守山倉庫」、宮崎県延岡市に「延岡PDセンター」、神奈川県厚木市に「厚木ロジスティクスセンター」、神戸市西区に「西神戸PDセンター」を開設、さらにはコンテナ船「扇駒丸(せんこままる)」を竣工いたしました。

この結果、連結営業収益は2,042億93百万円と対前期比61億4百万円(3.1%)の増収となりました。

一方、利益面におきましては、連結営業利益は60億56百万円と対前期比5億65百万円(10.3%)の増益、連結経常利益は60億60百万円と対前期比5億9百万円(9.2%)の増益、連結当期純利益は30億61百万円と対前期比5億25百万円(20.7%)の増益となりました。

なお、リース契約解約損の1億74百万円と固定資産除却損の95百万円、合わせて2億69百万円を特別損失に計上いたしました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

(運送事業)

住宅関連物流での物量減少による影響はあるものの、前期中に実施した大型設備の開設効果並びに、モーダルシフトの影響による売上増により、事業収入は1,249億53百万円と対前期比2.3%の増収となりました。

(流通加工事業)

前期に開設した「イオン東北RDC」、「泉北第2PDセンター」、「浦和PDセンター」、当期に開設の「守山倉庫」など大型設備開設効果により、事業収入は619億12百万円と対前期比5.5%の増収となりました。

(その他事業)

石油販売事業において販売単価上昇による増収があったものの、商事販売事業の成長鈍化により事業収入は174億27百万円と対前期比0.7%の微増収となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に完成した設備の主なもの、延岡P Dセンター建物（宮崎県延岡市・床面積10,761.94㎡）、守山倉庫建物（滋賀県守山市・床面積5,295.22㎡）、扇駒丸（コンテナ船・総トン数499トン）であります。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金に充当するため、平成19年7月3日開催の取締役会決議に基づき、「2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」50億円を発行いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

平成19年7月31日をもって、当社の連結子会社であるセンコーエーラインアマノ株式会社は、株式会社エーラインアマノの建設用資材の輸送等に関する事業を譲り受けました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油価格の高騰など原材料コストの増加や急激な円高、米国を中心とした金融市場の混乱が深刻化しており、堅調を維持してまいりました企業の設備投資についても陰りが見え減速傾向にあるものと思われまます。

当社グループにおきましても、引き続き不安定な経営環境が予測されますが、お客さまへの高品質・高効率な物流システムの提案や包括的な物流委託提案などハイクオリティ、ローコストオペレーションを実現するサービスの提供により、お客さまのご期待に添えますよう取り組んでまいります。

このような状況のもと、当社グループは、平成19年度よりスタートさせた中期経営三ヵ年計画の2年目の年として、「流通情報企業の確立」へ向けさらなる飛躍を目指し、売上拡大・収益性向上に積極的な取り組みを行います。

具体的には、システム物流（3PL）の拡大により、お客さまの物流革新及びSCM構築を行い、着実にサービス品質の向上に努めながら、さらなる需要の拡大を図ってまいります。また、生産性向上を基軸にしたローコスト経営につきましても引き続き徹底した取り組みを進め、資本収益性を重視した経営管理により、企業価値の向上を目指してまいります。そして、これまで以上に環境・安全対策の強化にも積極的に取り組み、企業としての社会的責任（CSR）を全うしていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜わりますよう心よりお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成16年度 第88期	平成17年度 第89期	平成18年度 第90期	平成19年度 (当期)第91期
営業収益	179,500	190,330	198,189	204,293
経常利益	5,098	4,795	5,551	6,060
当期純利益	2,457	2,290	2,535	3,061
1株当たり当期純利益	21.90	20.52	22.80	27.70
総資産	126,041	127,352	135,690	144,064
純資産	44,825	46,815	47,953	49,845

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第90期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
センコー商事株式会社	300 百万円	100.0 %	石油類・情報処理機器等の販売
センコーエーラインアmano株式会社	300 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業
関東センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
大阪センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
宮崎センコー運輸整備株式会社	90 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び自動車の修理
中四国ロジスティクス株式会社	80 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
センコー情報システム株式会社	60 百万円	100.0 %	情報処理受託業
株式会社センコー引越プラザ	60 百万円	100.0 %	小運搬構内作業及び引越の請負
埼玉センコー運輸整備株式会社	50 百万円	100.0 %	小運搬構内作業及び自動車の修理
福岡センコー運輸株式会社	50 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
東北センコー運輸株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
千葉センコー運輸整備株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
東海センコー運輸株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業
滋賀センコー運輸整備株式会社	30 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
南九州センコー株式会社	25 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業及び小運搬構内作業
三協貨物株式会社	10 百万円	100.0 %	貨物自動車運送事業

(注) 連結子会社は32社、持分法適用会社は3社であります。

(8) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
① 運 送 事 業	貨物自動車運送事業、特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業及び内航運送業、港湾運送事業、国際運送取扱業 等
② 流 通 加 工 事 業	倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営 等
③ そ の 他 事 業	石油類販売事業、情報処理機器販売業、情報処理受託業、自動車修理事業 等

(9) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 北 区	京 滋 主 管 支 店	滋 賀 県 守 山 市
札 幌 支 店	北 海 道 北 広 島 市	京 滋 東 支 店	滋 賀 県 東 近 江 市
札 幌 南 支 店	北 海 道 北 広 島 市	京 滋 南 支 店	滋 賀 県 栗 東 市
仙 台 主 管 支 店	宮 城 県 岩 沼 市	大 阪 主 管 支 店	大 阪 府 八 尾 市
仙 台 北 支 店	宮 城 県 黒 川 郡 大 和 町	阪 神 支 店	大 阪 府 箕 面 市
茨 城 支 店	茨 城 県 古 河 市	南 大 阪 支 店	大 阪 府 泉 大 津 市
北 関 東 支 店	栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町	奈 良 支 店	奈 良 県 大 和 郡 山 市
埼 玉 主 管 支 店	さい たま 市 緑 区	岡 山 支 店	岡 山 県 岡 山 市
大 宮 支 店	埼 玉 県 蓮 田 市	倉 敷 支 店	岡 山 県 倉 敷 市
埼 玉 南 支 店	埼 玉 県 戸 田 市	広 島 支 店	広 島 県 東 広 島 市
柏 支 店	千 葉 県 柏 市	山 口 支 店	山 口 県 山 口 市
東 京 主 管 支 店	東 京 都 江 戸 川 区	福 岡 主 管 支 店	福 岡 市 東 区
神 奈 川 支 店	川 崎 市 川 崎 区	北 九 州 支 店	福 岡 市 東 区
関 東 住 宅 支 店	埼 玉 県 戸 田 市	南 九 州 支 店	宮 崎 県 宮 崎 市
千 葉 支 店	千 葉 県 市 原 市	延 岡 支 店	宮 崎 県 延 岡 市
静 岡 東 支 店	静 岡 県 富 士 市	国 際 物 流 事 業 本 部	東 京 都 港 区
静 岡 西 支 店	静 岡 県 菊 川 市	海 運 部	大 阪 市 北 区
名 古 屋 主 管 支 店	名 古 屋 市 西 区	通 運 部	大 阪 市 北 区
名 古 屋 東 支 店	愛 知 県 豊 橋 市	航 空 ・ K Y N 事 業 部	兵 庫 県 尼 崎 市
小 牧 支 店	愛 知 県 小 牧 市	ロジスティクス・ソリューション事業部	東 京 都 港 区
三 重 支 店	三 重 県 鈴 鹿 市		

(注) 1. 平成19年9月1日付をもって関東住宅支店は東京都大田区から埼玉県戸田市に移転いたしました。

2. 平成20年4月1日付をもって新たに関西業務センター、九州業務センター、貿易部を設置いたしました。また、従来の福岡主管支店は九州主管支店に名称を変更し、北関東支店、名古屋東支店、ロジスティクス・ソリューション事業部は廃止いたしました。

②主要な子会社

名 称	本 社 所 在 地
センコー商事株式会社	東京都港区
センコーエーラインアマノ株式会社	東京都江戸川区
関東センコー運輸整備株式会社	埼玉県北足立郡伊奈町
大阪センコー運輸整備株式会社	大阪府摂津市
宮崎センコー運輸整備株式会社	宮崎県延岡市
中四国ロジスティクス株式会社	岡山県倉敷市
センコー情報システム株式会社	大阪府八尾市
株式会社センコー引越プラザ	東京都大田区
埼玉センコー運輸整備株式会社	埼玉県戸田市
福岡センコー運輸株式会社	福岡市東区
東北センコー運輸株式会社	宮城県亶理郡亶理町
千葉センコー運輸整備株式会社	千葉県市原市
東海センコー運輸株式会社	愛知県小牧市
滋賀センコー運輸整備株式会社	滋賀県草津市
南九州センコー株式会社	熊本県水俣市
三協貨物株式会社	大阪市北区

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,733名	803名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,472名	72名増	40才8ヵ月	15年6ヵ月

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,010百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,960百万円
株式会社三井住友銀行	4,961百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株
- (2) 発行済株式の総数 109,721,378株（自己株式2,024,789株を除く）
- (3) 株主数 8,129名
- (4) 大株主（自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数を有する株主）
該当の株主はおりませんが、当社の大株主の状況は下記のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
旭 化 成 株 式 会 社	10,676千株	9.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,490千株	6.83%
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	6,785千株	6.18%
センコーグループ従業員持株会	6,405千株	5.84%
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,611千株	5.11%
東京海上日動火災保険株式会社	4,439千株	4.05%
エイアイジー・スター生命保険株式会社	3,200千株	2.92%
ニッセイ同和損害保険株式会社	3,169千株	2.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,163千株	2.88%
いすゞ自動車株式会社	2,939千株	2.68%

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 79個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 79,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、執行役員及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	52個	10名
監査役	第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	9個	3名
執行役員	第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	1株あたり1円	平成19年7月21日から 平成39年6月30日まで	18個	9名

(注) 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

① 第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

- ・新株予約権の数 61個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 61,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株あたり331円
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成19年7月21日から
平成39年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができます。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区分	新株予約権の数	交付者数
取締役	52個	10名
監査役	9個	3名

②第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 18個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成19年7月21日から
平成39年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものとします。
 - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができます。
 - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

区 分	新株予約権の数	交 付 者 数
執 行 役 員	18個	9名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成19年7月3日開催の取締役会決議に基づき発行した2012年7月20日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年7月3日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	50億円
社債の額面金額	500万円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成19年7月20日
償還の方法及び期日	平成24年7月20日に本社債額面金額の100%で償還する。
募集方法	主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch及びその他の買取人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）における募集。
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 ・当初転換価額 437円
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から平成24年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	福 田 泰 久	
代表取締役 (副社長執行役員)	渋 川 賢 一	ケミカル物流、国際物流営業担当
取締役 (常務執行役員)	手 塚 武 興	事業開発本部長、(兼)広報担当
取締役 (常務執行役員)	田 中 健 悟	住宅物流営業本部長
取締役 (常務執行役員)	和 田 定 晋	ケミカル物流営業本部長
取締役 (常務執行役員)	村 本 満	生産管理本部長、(兼)自動車事業担当、(兼)CS推進委員長
取締役 (常務執行役員)	高 橋 久 男	ロジスティクス営業、ソリューション事業担当、 (兼)ロジファクタリング㈱代表取締役社長
取締役 (執行役員)	遠 山 泰	総務・経理担当、(兼)SENKO BUSINESS SUPPORT㈱代表取締役社長
取締役 (執行役員)	森 本 康 司	安全環境担当、(兼)安全環境管理部長、(兼) 人材開発部長
取締役 (執行役員)	菅 野 正 人	国際物流事業本部長
常勤監査役	真 田 邦 宏	
常勤監査役	佐 賀 和 夫	
常勤監査役	辻 正 和	
監 査 役	板 脇 弘	積水ハウス㈱常勤監査役

- (注) 1. 取締役煤孫浩士、幡野哲夫、伊藤忠雄及び監査役角山 泰の4氏は、平成19年6月28日退任いたしました。
2. 平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において、渋川賢一、村本 満、高橋久男、森本康司、菅野正人の5氏は新たに取締役に、辻 正和氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 平成19年6月28日開催の取締役会において、渋川賢一氏は新たに代表取締役 兼 副社長執行役員に選任され、就任いたしました。
4. 平成19年6月28日開催の監査役会において、真田邦宏、佐賀和夫、辻 正和の3氏は常勤監査役に選任され、就任いたしました。
5. 常勤監査役辻 正和及び監査役板脇 弘の両氏は、社外監査役であります。
6. 平成20年4月1日付をもって、取締役の担当業務が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
取 締 役 (専務執行役員)	手 塚 武 興	事業開発本部長、(兼)広報担当
取 締 役 (専務執行役員)	高 橋 久 男	ロジスティクス営業担当、(兼)ロジファクタ リング㈱代表取締役社長
取 締 役 (執行役員)	森 本 康 司	安全環境担当、(兼)健康推進室長、(兼)人材 開発部長
取 締 役 (執行役員)	菅 野 正 人	国際物流事業本部長、(兼)国際物流第1事業部長

(ご参考) 平成20年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
常務執行役員	宮 川 勝 彦	大阪主管支店長、(兼)生産管理本部副本部長、 (兼)倉庫事業担当
常務執行役員	田 中 増 雄	ロジスティクス営業本部長
執 行 役 員	山 中 一 裕	北海道・東北地区担当、(兼)北海道センコー ロジサービス(株)代表取締役社長、(兼)東北セ ンコーロジサービス(株)代表取締役社長
執 行 役 員	森 田 隆 男	京滋主管支店長
執 行 役 員	滋 野 善 夫	通運部長
執 行 役 員	松 田 幸次郎	ケミカル物流営業本部副本部長、(兼)ケミカル 第1営業部長
執 行 役 員	川 瀬 由 洋	人事部長
執 行 役 員	尾 池 和 昭	東京主管支店長
執 行 役 員	寺 町 博 文	九州主管支店長
執 行 役 員	山 本 隆 志	埼玉主管支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	303百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	62百万円 (19百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (2名)	366百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金、役員退職慰労引当金及び平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。なお、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
4. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 辻 正和

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当ありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当ありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成19年6月28日就任以降開催の取締役会に11回中11回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。

平成19年6月28日就任以降開催の監査役会に9回中9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支店、営業所、グループ会社等の現場往査を行っています。

② 監査役 板脇 弘

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当ありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

アルメタックス株式会社の社外監査役であります。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成19年度の取締役会に15回中14回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。

平成19年度の監査役会に12回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬

34百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、「会社法」・「公認会計士法」等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、総務部において横断的に統括し、各担当部門において別途定められた社内規則に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存、管理するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク毎に担当部門を定め、リスクの評価、低減、発生時の適切な対応等に向けた規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施する。
- ② リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該部門は、取締役会に報告しなければならない。
- ③ 監査室（内部監査部門）は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度に基づき、取締役会の機能強化に向けた「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の各機能の分離、双方の機能強化と責任の明確化を図る。
- ② 総務部の統括管理の下で、各担当部門において別途定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。
- ④ 目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各関係会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
- ⑤ 監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（企業倫理・法令順守）の強化に向けて、既に設置・制定している「センコー企業行動基準」、「センコーグループ企業倫理委員会」並びに「企業倫理ヘルプライン」について、総務部の統括管理の下で、各担当部門において周知徹底、運用充実を図る。

- ②監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (5) 株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①経理部（関係会社統括担当部門）を設置し、前項までの4項目の体制を全関係会社へ展開することにより、グループにおける統一的な管理体制の確立を図る。
- ②監査役が関係会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室所属の使用人の人事異動・考課については、あらかじめ監査役会の同意を要するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記の事項を監査役会に報告する。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 担当する業務の執行状況
 - ・ 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
- ②監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,148	流 動 負 債	44,197
現金及び預金	12,317	支払手形及び営業未払金	19,995
受取手形及び営業未収入金	26,701	短期借入金	12,698
たな卸資産	1,222	未払法人税等	1,566
繰延税金資産	1,669	賞与引当金	2,715
その他	2,255	役員賞与引当金	77
貸倒引当金	△19	その他	7,144
固 定 資 産	99,916	固 定 負 債	50,021
有形固定資産	73,277	社 債	7,000
建物及び構築物	33,955	転換社債型新株予約権付社債	5,000
機械装置及び運搬具	4,799	長期借入金	25,210
工具器具備品	1,043	退職給付引当金	9,334
土地	33,214	役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	264	船舶特別修繕引当金	15
無形固定資産	1,803	その他	3,425
投資その他の資産	24,834	負 債 合 計	94,219
投資有価証券	2,676	純 資 産 の 部	
長期貸付金	353	株 主 資 本	49,686
保証金	7,721	資 本 金	18,295
繰延税金資産	5,147	資 本 剩 余 金	16,553
その他	9,154	利 益 剩 余 金	15,554
貸倒引当金	△218	自 己 株 式	△717
資 産 合 計	144,064	評 価 ・ 換 算 差 額 等	129
		その他有価証券評価差額金	97
		為替換算調整勘定	32
		新 株 予 約 権	26
		少 数 株 主 持 分	2
		純 資 産 合 計	49,845
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	144,064

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		204,293
営業原価		188,299
営業総利益		15,994
販売費及び一般管理費		9,937
営業利益		6,056
営業外収益		
受取利息	130	
受取配当金	607	
雑収入	709	1,448
営業外費用		
支払利息	778	
雑支出	665	1,444
経常利益		6,060
特別損失		
リース契約解約損	174	
固定資産除却損	95	269
税金等調整前当期純利益		5,790
法人税、住民税及び事業税		2,363
法人税等調整額		365
少数株主利益		0
当期純利益		3,061

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高	18,295	16,558	13,200	△418	47,636
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△884		△884
当期純利益			3,061		3,061
自己株式の取得				△306	△306
自己株式の処分		△4		7	3
連結子会社の増加による増加高			180		180
連結子会社の増加による減少高			△3		△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△4	2,353	△298	2,050
平成20年3月31日 残高	18,295	16,553	15,554	△717	49,686

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成19年3月31日 残高	290	△1	25	314	—	2	47,953
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△884
当期純利益							3,061
自己株式の取得							△306
自己株式の処分							3
連結子会社の増加による増加高							180
連結子会社の増加による減少高							△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△193	1	6	△184	26	0	△158
連結会計年度中の変動額合計	△193	1	6	△184	26	0	1,891
平成20年3月31日 残高	97	—	32	129	26	2	49,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

子会社のうち、センコー商事株式会社、センコー情報システム株式会社、株式会社センコー保険サービス、埼玉センコー運輸整備株式会社、札幌センコー運輸株式会社他運輸系子会社22社、大東センコーアポロ株式会社、宮崎センコーアポロ株式会社、センコーフーズ株式会社及び広州扇興物流有限公司他海外子会社1社の32社を連結の範囲に含めております。

上記のうち、重要性が増したことにより株式会社センコー保険サービス、大東センコーアポロ株式会社、宮崎センコーアポロ株式会社、センコーフーズ株式会社を、また、新たに設立した柏センコー運輸株式会社、阪神センコー運輸株式会社、及び東京アポロ株式会社をセンコーエーライアマノ株式会社に社名変更し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、子会社のうち、北海道センコーロジサービス株式会社他13社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないと認められるので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社アシックス物流株式会社、東京納品代行株式会社及び大連保税区貝思特国際貿易物流有限公司に対する投資について持分法を適用しております。

上記のうち、東京納品代行株式会社に対する投資については、当連結会計年度株式取得により、持分法を適用しております。

なお、持分法を適用していない非連結子会社14社及び関連会社2社の当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分の合計額は、全体としてもその影響の重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価額等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

商品……………主として、先入先出法に基づく原価法

販売用不動産……………個別法に基づく原価法

貯蔵品……………主として、移動平均法に基づく原価法

仕掛品……………個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

但し、機械装置、船舶の一部及び工具器具備品については、主として定率法を採用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（車輛運搬具及び船舶を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ38百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（車輛運搬具及び船舶を除く）について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ81百万円減少しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしておりますが、従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当連結会計年度より数理計算上の差異の処理年数を従来の14年から13年に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。

役員退職慰労引当金……………連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、役員報酬制度見直しの一環として役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成19年6月28日開催の定時株主総会において退職慰労金の打切り支給議案が承認可決されております。

これにより、当連結会計年度において当社の役員退職慰労引当金を全額取崩し、打切り支給額の未払い分128百万円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………当社は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップを利用しているものについては、特例処理を適用しております。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針……………当社は、金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却の方法及び期間

のれん及び負ののれんの償却については、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で、発生した連結会計年度より均等償却を行っております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

(9) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(企業結合に係る会計基準等)

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)を適用しております。この変更による連結損益計算書への影響はありません。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円減少しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
建 物	964	道路交通事業 財団抵当権	長期借入金	100
車 輜 運 搬 具	2			
土 地	2,393			
計	3,360		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券(9百万円)を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,830百万円
3. 保証債務
割賦及びリース債務に対する連帯保証 0百万円
4. 債権流動化に伴う買戻義務限度額 301百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	111,746,167		—		—	111,746,167

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式

11,520,647株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	442	4.00	平成19年 3月31日	平成19年6月28日 (定時株主総会后)
平成19年10月25日 取締役会	普通株式	442	4.00	平成19年 9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	438	4.00	平成20年 3月31日	平成20年6月30日

Ⅳ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

454円03銭

2. 1株当たり当期純利益

27円70銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	36,465	流動負債	38,390
現金及び預金	11,354	支払手形	2,568
受取手形	772	営業未払金	12,839
営業未収入金	19,631	短期借入金	7,750
販売用不動産	23	1年以内返済予定の長期借入金	4,898
貯蔵品	79	未払金	2,341
前払金	33	未払法人税等	1,257
前払費用	1,013	未払費用	1,628
繰延税金資産	1,233	預り金	2,686
短期貸付金	170	賞与引当金	1,993
未収入金	1,554	役員賞与引当金	77
その他	609	その他	348
貸倒引当金	△11	固定負債	48,498
固定資産	98,677	社債	7,000
有形固定資産	69,430	転換社債型新株予約権付社債	5,000
建物	30,178	長期借入金	24,285
構築物	2,677	長期未払金	2,315
機械装置	633	退職給付引当金	9,058
船舶	1,765	船舶特別修繕引当金	15
車輛運搬具	1,441	その他	823
工具器具備品	957	負債合計	86,889
土地	31,505	純資産の部	
建設仮勘定	270	株主資本	48,151
無形固定資産	849	資本金	18,295
借地権	569	資本剰余金	16,553
電話施設利用権	133	資本準備金	16,386
権利金	145	その他資本剰余金	166
投資その他の資産	28,398	利益剰余金	14,019
投資有価証券	1,333	利益準備金	1,505
関係会社株式	3,409	その他利益剰余金	12,513
関係会社社出資金	389	固定資産圧縮積立金	1,439
長期貸付金	2,707	特別償却積立金	9
保証金	7,293	別途積立金	7,817
前払年金費用	1,657	繰越利益剰余金	3,247
繰延税金資産	4,870	自己株式	△717
その他	6,960	評価・換算差額等	76
貸倒引当金	△224	その他有価証券評価差額金	76
資産合計	135,143	新株予約権	26
		純資産合計	48,253
		負債及び純資産合計	135,143

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		175,687
営業原価		164,409
営業総利益		11,278
販売費及び一般管理費		6,035
営業利益		5,242
営業外収益		
受取利息	215	
受取配当金	719	
雑収入	685	1,620
営業外費用		
支払利息	800	
雑支出	556	1,357
経常利益		5,505
特別損失		
リース契約解約損	143	
子会社株式評価損	79	
貸倒引当金特別繰入額	70	
固定資産除却損	66	359
税引前当期純利益		5,146
法人税、住民税及び事業税		1,930
法人税等調整額		458
当期純利益		2,757

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別積立金	途金	繰越利益金	
平成19年3月31日 残高	18,295	16,386	171	16,558	1,505	1,445	11	6,367	2,816	12,146	
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△6			6		
特別償却積立金の取崩							△2		2		
別途積立金の積立								1,450	△1,450		
剰余金の配当									△884	△884	
当期純利益									2,757	2,757	
自己株式の取得											
自己株式の処分			△4	△4							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△4	△4	—	△6	△2	1,450	431	1,872	
平成20年3月31日 残高	18,295	16,386	166	16,553	1,505	1,439	9	7,817	3,247	14,019	

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高	△418	46,581	248	△1	247	—	46,829
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩							
特別償却積立金の取崩							
別途積立金の積立							
剰余金の配当		△884					△884
当期純利益		2,757					2,757
自己株式の取得	△306	△306					△306
自己株式の処分	7	3					3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△172	1	△171	26	△144
事業年度中の変動額合計	△298	1,569	△172	1	△171	26	1,424
平成20年3月31日 残高	△717	48,151	76	—	76	26	48,253

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

……………時価法

(3) たな卸資産

販売用不動産……………個別法に基づく原価法

貯蔵品……………移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

但し、機械装置及び工具器具備品については、定率法を採用しております。

（会計方針の変更）

法人税法改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（車輛運搬具及び船舶を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ26百万円減少しております。

（追加情報）

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産（車輛運搬具及び船舶を除く）については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ77百万円減少しております。

無形固定資産……………定額法

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づいて計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。 （追加情報） 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしておりますが、従業員の平均残存勤務期間を見直した結果、当事業年度より数理計算上の差異の処理年数を従来の14年から13年に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………当社は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップを利用しているものについては、特例処理を適用しております。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象……………変動金利借入金

ヘッジ方針……………当社は、金利相場変動による損失の可能性を減殺することを目的としてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しております。

6. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜き方式によっております。

7. 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ26百万円減少しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
建 物	964	道路交通事業 財団抵当権	長期借入金	100
車 輛 運 搬 具	2			
土 地	2,393			
計	3,360		計	100

(注) 上記のほか、宅地建物取引業法の規定により、営業保証金の代用として投資有価証券(9百万円)を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 53,227百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

仕入債務等に対する連帯保証 441百万円

割賦及びリース債務に対する連帯保証 0百万円

(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額 277百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 1,553百万円

5. 関係会社に対する長期金銭債権 2,451百万円

6. 関係会社に対する短期金銭債務 2,323百万円

(追加情報)

従来、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、役員報酬制度見直しの一環として役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成19年6月28日開催の定時株主総会において退職慰労金の打切り支給議案が承認可決されております。

これにより、当事業年度において役員退職慰労引当金を全額取崩し、打切り支給額の未払い分128百万円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 1,318百万円

2. 関係会社よりの仕入高 26,521百万円

3. 関係会社との営業取引以外の取引高 3,431百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (注) 1, 2	1, 151, 067	895, 667	21, 945	2, 024, 789

(注) 1 自己株式の増加895,667株は、単元未満株式の買取りによる増加41,667株及び平成20年1月24日取締役会決議に基づく取得854,000株であります。

2 自己株式の減少21,945株は、単元未満株式の買い増し請求によるものであります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額 4,605百万円

賞与引当金損金算入限度超過額 810百万円

減損損失否認 764百万円

土地評価損否認 345百万円

未払社会保険料 137百万円

未払事業税 118百万円

その他 517百万円

繰延税金資産小計 7,300百万円

評価性引当額 △152百万円

繰延税金資産合計 7,148百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △985百万円

その他有価証券評価差額金 △52百万円

特別償却積立金 △6百万円

繰延税金負債合計 △1,043百万円

繰延税金資産の純額 6,104百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	3,266	850	—	2,416
車 輛 運 搬 具	6,895	3,140	—	3,754
工 具 器 具 備 品	14,181	5,802	184	8,194
合 計	24,343	9,793	184	14,365

(注) 取得価額相当額は、利息相当額を控除して算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	3,930百万円
1年超	11,580百万円
合計	15,510百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、利息相当額を控除して算定しています。

リース資産減損勘定の残高 117百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	3,944百万円
リース資産減損勘定の取崩額	278百万円
減価償却費相当額	4,036百万円
支払利息相当額	365百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
子会社	センコー商事 株式会社	所有 直接100%	物品の購入等	有形固定資産 の購入(注1)	2,965	—	—

取引の条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2 取引金額には消費税等を含めておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	<u>439円55銭</u>
2. 1株当たり当期純利益	<u>24円96銭</u>

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前 監査法人

指定社員 公認会計士 後藤 芳朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 博 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

センコー株式会社
取締役会 御中

大手前 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 後藤 芳 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大橋 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

センコー株式会社 監査役会

常勤監査役 真田 邦宏 ㊟

常勤監査役 佐賀 和夫 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 辻 正和 ㊟

監査役
(社外監査役) 板脇 弘 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を充実させるため、継続的な安定配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益配分に関する基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき4円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき4円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき8円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 438,885,512円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,850,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,850,000,000円

第2号議案 執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、「会社法」第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求めらるるものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式22,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

22個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月2日から平成40年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内略図



[会場] 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト36階 スペース36